農業経営改善関係資金基本要綱

平成14年７月１日14経営第1704号農林水産事務次官依命通知
改正：平成15年３月４日14経営第6588号
改正：平成16年４月１日15経営第6838号
改正：平成17年４月１日16経営第8723号
改正：平成18年３月30日17経営第7209号
改正：平成19年３月29日18経営第7812号
改正：平成20年４月１日19経営第7718号
改正：平成20年４月16日20経営第　40号
改正：平成20年10月１日20経営第3733号
改正：平成20年12月１日20経営第4931号
改正：平成21年４月１日20経営第7221号
改正：平成21年５月29日21経営第 993号
改正：平成22年４月１日21経営第6879号
改正：平成22年８月13日22経営第2545号
改正：平成23年４月１日22経営第7266号
改正：平成23年５月２日23経営第 249号
改正：平成24年３月30日23経営第3564号
改正：平成26年４月１日25経営第3946号
改正：平成27年４月１日26経営第3469号
改正：平成28年４月１日27経営第3219号
改正：平成28年12月27日28経営第2306号
改正：平成29年３月30日28経営第3171号
改正：平成30年３月28日29経営第3481号
改正：平成30年５月９日30経営第 399号
改正：令和２年３月30日元経営第3100号
改正：令和２年４月30日２経営第 323号
改正：令和２年９月30日２経営第1653号
改正：令和２年12月25日２経営第2427号
改正：令和３年２月12日２経営第2863号
改正：令和４年３月31日３経営第3034号
改正：令和７年３月31日６経営第3287号
最終改正：令和８年９月28日８経営第1413号

目次

第１　趣旨
第２　対象資金等
第３　借入希望者、融資機関、保証機関等の手続等
　１　相談対応
　２　借入希望者による経営改善資金計画書の作成・提出等
　３　融資機関による関係機関への通知等
　４　農業近代化資金及び公庫資金の役割分担の考え方
　５　融資審査等
　６　債権保全措置
　７　借入希望者への通知
　８　融資実行後の措置
第４　その他
別紙１（第３の２関係）借入申込希望書兼経営改善資金計画書、個人情報の取扱いに関する同意書（(1)又は(2)のいずれかを使用）
別紙２（第３の２及び３関係）認定新規就農者の貸付けに関する意見書、確認書
別紙３（第３の５関係）経営改善資金計画書の審査の考え方

参考様式１（第３の７関係）借入申込書
参考様式２（第３の２及び７関係）借入申込書兼債務保証委託申込書
参考様式３（第３の８関係）○年の経営状況報告書（△年目）

第１　趣旨

本要綱は、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力のある農業の担い手（単なる生産者ではない経営者）が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるようにしようとするものである。

（注）短期運転資金については、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成６年６月 29 日付け６農経Ａ第 665 号農林水産事務次官依命通知）第４に定める農業経営改善促進資金（以下「スーパーＳ資金」という。）その他の民間金融機関が融通する資金で対応する。

第２　対象資金等

１　本要綱の対象とする資金（以下「本要綱対象資金」という。）は、次の資金とする。

資金名	資金の性格等	
１　農業近代化資金 （農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第２条第３項に規定する農業近代化資金であって、農業近代化資金融通措置要綱（平成 14 年７月１日付け 14 経営第 1747 号農林水産事務次官依命通知）第２に定める資金及び農林水産省経営局長が別に定めるものをいう。以下同じ。） ①　地域計画に農業を担う者として記載された者向け（注１） ②　認定農業者向け（注２、３、４） ③　認定新規就農者向け（注５） ④　その他担い手向け	農協等の民間金融機関の貸付けのうち政策的要件に該当するものに利子補給 ２の資金との併せ貸しも可能である	経営改善のための一般的な長期資金（有利子）
２　株式会社日本政策金融公庫資金（以下「公庫資金」という。）		
（１）農業経営基盤強化資金 （スーパーＬ資金）（注４） （農業経営基盤強化資金実施要綱（平成６年６月 29 日付け６農経Ａ第 665 号農林水産事務次官依命通知）第３に定める資金をいう。以下同じ。） ［認定農業者向け］ （２）経営体育成強化資金（注６） （経営体育成強化資金実施要綱（平成 13 年５月１日付け 13 経営第 303 号農林	農協等民間金融機関で対応し難い場合等に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が融資 ２（１）の資金については１又は２（３）の資金との、２（２）の資金については１又は２（３）若しくは（４）の資金と	

水産事務次官依命通知）第２に定める資金をいう。以下同じ。） ①　認定新規就農者向け ②　その他担い手向け	の併せ貸しも可能であるが、２（１）から（４）までの資金同士の同一の融資対象への併せ貸しは行わない	
（３）農業改良資金（注７） （農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年７月９日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「農業改良資金基本要綱」という。）第３に定める資金をいう。以下同じ。） ［その他担い手向け］	新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合に、公庫が無利子資金を融資 １の資金との併せ貸しも可能である。また、２（１）、（２）又は（４）の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない	特別の場合の長期資金（無利子）
（４）青年等就農資金 （青年等就農資金基本要綱（平成26年４月１日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第３に定める資金をいう。以下同じ。） ［認定新規就農者向け］	青年等就農計画（注８）の目標達成を図ろうとする場合に、公庫が無利子資金を融資 １の資金との併せ貸しも可能である。また、２（２）又は（３）の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない	

（注１）「地域計画に農業を担う者として記載された者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第１項に規定する地域計画に農業を担う者として記載されている者をいう。

（注２）本要綱において「認定農業者」とは、基盤強化法第12条第１項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第２条の５に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第３条第１項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた農業者をいう。

（注３）認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者を含む。２の公庫資金において同じ。

（注４）クイック融資による農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金の融資審査の手

続等については、農林水産省経営局長が別に定めるところにより対応するものとする。

（注５）本要綱において「認定新規就農者」とは、基盤強化法第 14 条の５第１項に規定する認定就農者をいう。

（注６）経営体育成強化資金を借り入れる場合であって、負債の償還負担を軽減しようとする計画内容を含む場合は、農業負債整理関係資金基本要綱（平成 13 年５月１日付け 13 経営第 356 号農林水産事務次官依命通知）により対応するものとする。

（注７）農業改良資金のうち、農業改良資金基本要綱第４の１に定める者が同資金を借り入れる場合の手続については、同要綱に定めるところによるものとする。

（注８）本要綱において「青年等就農計画」とは、基盤強化法第 14 条の５第２項に規定する認定就農計画をいう。

２　認定農業者は、本要綱対象資金の融通と併せて、資金繰りの短期運転資金として、スーパーＳ資金の融通を受けることが可能である。

３　認定農業者が経営の多角化等を目指して設立した法人が行う農産物の加工又は販売の事業については、施設資金等として、スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成 18 年３月 31 日付け 17 経営第 7210 号農林水産事務次官依命通知）第２に定める資金をいう。）の融通を受けることが可能である。

第３　借入希望者、融資機関、保証機関等の手続等

本要綱対象資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の借入希望者（融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）、融資機関、保証機関等の手続等は次に定めるところによるものとする。

１　相談対応

(1)　都道府県は、毎年度、管内において本要綱対象資金を適切に取り扱うことが想定される次に掲げる融資機関のリストを作成し、その周知徹底に努めるものとする。ただし、都道府県は、本要綱対象資金について適切な対応を行うことができないと認める融資機関を当該リストに掲載せず、又は掲載後に当該リストから除外するものとする。

ア　本要綱対象資金について十分な知識を有し、その適切な対応を行える民間金融機関（農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合）

イ　公庫及び公庫の受託金融機関（公庫から業務の委託を受けた民間金融機関をいう。以下同じ。）

(2)　融資機関は、借入希望者から本要綱対象資金に係る融資相談があった場合には、経営改善資金計画書等（経営改善資金計画書（別紙１の(1)又は(2)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書をいう。以下同じ。）、２の(6)及び(7)の規定に基づき借入希望者が融資機関に提出する書類並びに３の(6)の規定に基づき都道府県が融資機関に提出する書類をいう。以下同じ。）の受理（提出された書類について、必要

事項の記載及び必要書類の添付に不備がないことを確認した上で、正式に受け付けることをいう。以下同じ。）の有無にかかわらず、その内容、処理状況等を整理しておくものとする。

2　借入希望者による経営改善資金計画書の作成・提出等

(1)　借入希望者は、

ア　これまでの経営状況

イ　経営改善（農業経営改善計画又は青年等就農計画の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）のための計画の妥当性及び実行可能性

ウ　経営改善のための計画が実行された場合の収支の見込み及び借入金の返済確実性

等について、自ら真剣に検討の上、おおむね５年間の経営改善資金計画書を作成し、次に掲げる融資機関に提出（次の(ｱ)又は(ｳ)の場合であって、農業信用基金協会による保証を希望する場合には、借入申込書兼債務保証委託申込書（参考様式２又は参考様式２を参考にして当該融資機関及び農業信用基金協会が定める様式）を併せて提出）するものとする。

(ｱ)　農業近代化資金の借入れを希望する場合は、取引を希望する民間金融機関

(ｲ)　公庫資金の借入れを希望する場合は、公庫又は公庫の受託金融機関

(ｳ)　農業近代化資金及び公庫資金の双方の借入れを希望する場合又は借入れを希望する資金が決定していない場合は、民間金融機関、公庫又は公庫の受託金融機関

なお、借入希望者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により手続を行うことができるものとする。

(2)　次のいずれにも該当する借入希望者又は東日本大震災により著しい被害を受けた借入希望者（以下「被災借入希望者」という。）は、経営改善資金計画書のうち収支計画例又は融資機関の所定様式を用いて作成した収支計画（以下「収支計画」という。）の作成を省略することができるものとする。

ア　借入希望額が、個人にあっては700万円以下（青色申告を実施しているものは1,000万円以下）、法人にあっては3,000万円以下であること

イ　前期末の総借入残高（農業負債及び農外負債の合計額）が、前期（特別の事情がある場合は前々期）の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額（借入希望者が法人である場合は総売上高）以下であること

(3)　(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、収支計画の作成を省略することができないものとする（ただし、被災借入希望者を除く。）。

ア　今後５年の間に本要綱対象資金の借入れを予定している場合

イ　負債の整理に必要な長期資金の借入れを含む場合

ウ　借入希望者が認定新規就農者である場合

(4)　借入希望者は、経営改善資金計画書の作成に当たり、助言・指導を必要とする場合（経営改善資金計画書の記載の不備を理由に、融資機関に経営改善資金計画書の受理を拒否された場合を含む。）は、融資機関及び関係機関（都道府県、普及指導センター、市町村、農業委員会、農業経営・就農支援センター（基盤強化法第 11 条の 11 に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。）等をいう。以下同じ。）に相談することができるものとする。

(5)　借入希望者は、最寄りの融資機関が分からない場合は、都道府県又は普及指導センターに照会できるものとし、都道府県又は普及指導センターはこれに適切に対応するものとする。

(6)　借入希望者が認定農業者である場合（農業近代化資金のうち農業経営高度化資金（農業近代化資金融通措置要綱第２のＩに定める資金及び農林水産省経営局長が別に定めるものをいう。以下同じ。）を借り入れようとする場合を除く。）は経営改善資金計画書と併せ農業経営改善計画書及び農業経営改善計画の認定書の写しを、借入希望者が認定新規就農者である場合（農業近代化資金のうち農業経営高度化資金を借り入れようとする場合を除く。）は経営改善資金計画書と併せ青年等就農計画書及び青年等就農計画の認定書の写しを、融資機関に提出するものとする。

なお、指導農業士等（指導農業士及びこれに類するものをいう。以下同じ。）から農業経営の指導等を受けている認定新規就農者が、当該指導農業士等から、別紙２の(1)の認定新規就農者の貸付けに関する意見書（以下「意見書」という。）の交付を受けている場合は、この意見書を経営改善資金計画書に併せて提出するものとする。

(7)　借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の３に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）が定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善資金計画書に併せて提出するものとする。

(8)　借入希望者は、融資機関による経営改善資金計画書等の受理から融資の可否についての回答を受けるまでに 15 営業日（借入希望者が認定新規就農者の場合は 30 営業日）程度かかることを考慮の上、実際に資金が必要な日より極力早い時期に融資機関に経営改善資金計画書等を提出するよう努めるものとする。

３　融資機関による関係機関への通知等

融資機関は、経営改善資金計画書等を受理した場合、次のルールに従い、他の融資機関及び関係機関に関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付するものとする（ただし、個人情報の取扱いについては第４の４及び５に留意することとする。）。

なお、融資機関が関係書類の写しを推進会議（特別融資制度推進会議設置要綱（平成 13 年９月 12 日付け 13 経営第 2931 号農林水産事務次官依命通知）第１に基づき市

町村段階に設置されている特別融資制度推進会議をいう。以下同じ。）の事務局に送付すれば、推進会議が(1)から(4)までの各手続を融資機関に代わって行えることとする等、融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、これに従って差し支えない。

(1)　融資機関は、借入希望者が他の融資機関からの借入れを希望する場合には、当該他の融資機関に対し、直ちに関係書類の写しを送付するものとする。

　ただし、４の役割分担の考え方に照らして当該融資機関が単独で対応する場合には、関係書類の写しの送付を省略することができるものとする。

(2)　４の役割分担の考え方に照らして民間金融機関が対応すること（民間金融機関が公庫資金を転貸して対応することを含む。）が適当である場合には、融資機関は、借入希望者が農業信用基金協会による保証を希望しない場合を除いて、直ちに当該協会に関係書類の写しを送付することとする。

(3)　融資機関は、借入希望者が農業近代化資金のうち一般資金（農業近代化資金融通措置要綱第２のⅡに定める資金及び農林水産省経営局長が別に定めるものをいい、農業経営改善計画又は青年等就農計画に基づく場合に限る。）、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金（青年等就農計画に基づく場合に限る。）又は青年等就農資金の借入れを希望する場合には、借入希望者から提出された経営改善資金計画書の内容について、

ア　農業経営改善計画又は青年等就農計画との整合性

イ　農業経営改善計画又は青年等就農計画の達成確実性

ウ　借入金の償還の確実性

等に係る推進会議の認定を求めることとする。

　なお、この場合における推進会議に係る手続については、各推進会議が定める特別融資制度推進会議設置要領に基づき行うものとする。

(4)　融資機関は、借入希望者が次のいずれかに該当する者である場合（農業近代化資金のうち農業経営高度化資金を借り入れようとする場合を除く。）には、借入希望者から提出された経営改善資金計画書の内容について、その達成確実性、借入金の償還の確実性等に係る推進会議の認定を求めることとする。

ア　認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者

イ　集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者又は農業参入法人であって、農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす者

ウ　農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす集落営農組織

　なお、この場合における推進会議に係る手続については、各推進会議が定める特別融資制度推進会議設置要領に基づき行うものとする。

(5)　農業改良資金又は青年等就農資金の活用が考えられる場合には、公庫又は公庫の受託金融機関は、普及指導センター等都道府県関係部局と連携を密にし、融資審査

が円滑かつ的確に進むよう、必要な手続を進めるものとする。

(6)　融資機関は、融資審査に当たり、借入希望者が認定新規就農者である場合（農業近代化資金のうち農業経営高度化資金を借り入れようとする場合を除く。）には、都道府県に当該認定新規就農者に係る意見書の作成を依頼するものとする。これを受けて、都道府県は、必要に応じ関係機関の意見を踏まえ、当該認定新規就農者に係る意見書を作成し､融資機関に原則として電磁的記録により送付するものとする。

この場合において、当該認定新規就農者が２の(6)の規定により、指導農業士等の意見書を提出している場合には、都道府県は、自らの意見書に代えて当該指導農業士等の意見書の内容が当該指導農業士等の人格・能力等からみて適切である旨の別紙２の(2)の確認書を提出することができるものとする。

(7)　融資機関は、法人化の意向がある借入希望者から法人化に向けた助言等を求められた場合には、当該借入希望者が居住する都道府県の農業経営・就農支援センターに当該借入希望者の情報（氏名、住所及び電話番号等）を適時に提供することとする。

(8)　融資機関は、経営改善資金計画書等を記載内容の不備等により受理できない場合であっても、(1)、(2)及び(5)のルールに準じて他の融資機関及び関係機関に融資に係る情報を事前に提供できるものとし、これにより、関係機関に協力を要請するものとする（ただし、個人情報の取扱いについては第４の４及び５に留意することとする。）。

4　農業近代化資金及び公庫資金の役割分担の考え方

本要綱対象資金に係る融資にあっては､農業近代化資金で対応することを基本とし、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合又は民間金融機関と公庫との協議により合意された場合には、借入希望者の希望を踏まえて柔軟に対応するものとする。

5　融資審査等

(1)　２の(1)により借入希望者から経営改善資金計画書等の提出を受け、又は３の(1)により他の融資機関からその写しの送付を受けた融資機関は、経営改善資金計画書について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙３の融資審査の考え方を参考として、

ア　借入希望者の経営能力及び研修実績等からみた経営改善のための計画の妥当性及び実行可能性

イ　経営改善のための計画が実行された場合の収支の見込み及び借入金の返済確実性

ウ　農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業保険及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく労働者災害補償保険への加入その他のリスク対応策の妥当性

について責任をもって判断するものとする。

(2)　融資機関は、(1)の判断に際して、借入希望者の経営能力等に関し、関係機関の意見を聴く必要がある場合には、関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付して行うものとする。

(3)　融資機関は、借入希望者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の達成可能性及び融資返済の可能性に疑問がある場合には、借入希望者に対し、１年間普及指導センター等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求めることができるものとする。また、このような場合において、借入希望者が認定新規就農者である場合は、融資機関は、当該認定新規就農者に対し、普及指導センター等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求めることができるものとする。

(4)　借入希望者が機関保証を希望しており、融資機関としても機関保証が必要であると判断する場合は、当該融資機関は、直ちに農業信用基金協会と連携をとって並行して融資審査を進めるものとし、７の(2)の期間内に融資の可否を通知することができるよう努めるものとする。

(5)　融資機関は、６の債権保全措置により融資額全額がカバーされない場合又は債権保全措置を行わない場合であっても、借入希望者の経営能力等からみて経営改善資金計画の達成及び融資の返済が確実と認められる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがあり得る。）ことを基本とする。

(6)　融資機関は、融資審査を進めるに当たり、農業近代化資金については、都道府県と連携し、都道府県の利子補給承認手続の準備を並行して進めるものとする。また、農業改良資金については、都道府県と連携し、農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）第６条に規定する都道府県による貸付資格の認定手続の準備を並行して進めるものとする。

　これにより、７の(2)の期間内に融資の可否を通知できるよう努めるものとする。

６　債権保全措置

(1)　融資機関が債権保全措置を行う場合には、融資機関（必要に応じて融資機関及び農業信用基金協会）と借入希望者の協議により、物的担保又は農業信用基金協会による保証のいずれかとすることを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。

　なお、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月５日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

（注）農業信用基金協会による保証は、公庫資金については、転貸方式で融資する場合を除き、付することができない。

(2)　担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。

(3)　本要綱対象資金に係る農業信用基金協会の保証については、５の融資審査等をクリアすることを前提として、各農業信用基金協会が本要綱対象資金の貸付対象者及び貸付限度額等を踏まえて定める無担保無保証人限度額（各農業信用基金協会が、原則として、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の個人連帯保証なしで保証を行うこととする額をいう。）に達するまでは、原則として、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の個人連帯保証なしで農業信用基金協会による保証を行うものとする。

7　借入希望者への通知

(1)　融資機関は、経営改善資金計画書等の記載内容の不備等により受理を拒否する場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

(2)　融資機関は、経営改善資金計画書等の受理から原則として、15 営業日（借入希望者が認定新規就農者の場合には 30 営業日）以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとする。ただし、次に掲げる場合その他審査等に時間を要するため、当該期間までに手続が終了しない場合には、当該期間までに借入希望者にその旨を通知することに代えるものとする。

ア　融資機関が当該借入希望者から過去に借入相談を受けたことがない場合又は当該借入希望者に対して融資を行ったことがない場合

イ　借入れを希望する額を踏まえた返済負担が借入希望者の経営規模又は経営状況に対して大きいと考えられる場合

ウ　借入希望者が新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合

(3)　融資機関は、融資を行う場合は、借入希望者に融資審査結果を通知するとともに、正式な借入申込書（参考様式１又は参考様式１を参考にして当該融資機関が定める様式）の提出を求め、(2)の融資の可否通知から原則として 10 営業日以内に全ての手続を完了し、借入希望者が資金を必要とする時に確実に貸付けを実行するものとする。

なお、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合には、第３の２の(1)の経営改善資金計画書の提出時に、借入申込書の提出を求めても差し支えないものとする。

ただし、借入希望者が農業信用基金協会による保証を希望する場合には、第３の２の(1)の経営改善資金計画書の提出時に、正式な借入申込書兼債務保証委託申込書の提出を求めるものとする。

8　融資実行後の措置

(1)　借入者は、経営改善資金計画期間中に融資機関から経営状況の報告を求められた場合、経営状況報告書（参考様式３又は参考様式３を参考にして当該融資機関が定める様式）により、経営状況を融資機関に報告するものとする。

(2)　融資機関は、融資実行後も借入者の事業や経営の状況を把握するために、(1)によ

る借入者からの経営状況の報告を積極的に求め、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとって適切な経営改善指導を行うものとする。また、融資機関は、担い手の経営のライフステージに応じた支援の強化の観点から、様々な事情により融資の返済が困難となった場合には、関係機関と連携をとって再生可能性が認められる段階での早期再生及び再生後の持続可能な経営再建に向けた支援を行うものとする。

(3)　融資機関は、第４の２に定める普及指導センターによる指導が円滑に行われるよう、普及指導センターから求められた場合には、遅滞なく、(1)に基づき借入者から提出のあった経営状況報告書の写しを当該普及指導センターに原則として電磁的記録により送付するものとする。

第４　その他

１　関係機関は、農業の担い手に対して本制度の周知徹底に努めるとともに、本制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、手続に必要となる書類の削減及び簡素化並びに審査の迅速化に努めることにより、融資の円滑化に十分配慮することとする。

２　普及指導センターは、本要綱に基づく融資に関し、借入希望者の借入申込等が円滑に行われ、また、融資後、経営改善が確実に達成されるよう、適切な指導を行うこととする。特に、認定新規就農者にあっては、経営基盤が脆弱であることに鑑み、経営状況に応じたきめ細やかな指導を行うよう努めることとする。

３　融資機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。

４　融資機関及び関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善資金計画書等（意見書及び確認書を含む。）の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

５　融資機関は、経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、第３の３の規定により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別紙１の(1)又は(2)）により同意を求めることとする。

附　則（平成22年８月13日22経営第2545号）

この要綱の一部改正は、平成22年10月１日から施行する。

附　則（平成23年４月１日22経営第7266号）
この要綱の一部改正は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成23年５月２日23経営第249号）
この要綱の一部改正は、平成23年５月２日から施行する。

附　則（平成26年４月１日25経営第3946号）
この要綱の一部改正は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４月１日26経営第3469号）
この要綱の一部改正は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年４月１日27経営第3219号）
この要綱の一部改正は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年12月27日28経営第2306号）
この要綱の一部改正は、平成28年12月27日から施行する。

附　則（平成29年３月30日28経営第3171号）
この要綱の一部改正は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月28日29経営第3481号）
この要綱の一部改正は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年５月９日30経営第399号）
この要綱の一部改正は、平成30年５月９日から施行する。

附　則（令和２年３月30日元経営第3100号）
１　この要綱の一部改正は、令和２年４月１日から施行する。
２　この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附　則（令和２年４月30日２経営第323号）
この要綱の一部改正は、令和２年４月30日から施行する。

附　則（令和２年９月30日２経営第1653号）
この要綱の一部改正は、令和２年９月30日から施行する。

附　則（令和２年12月25日２経営第2427号）
この要綱の一部改正は、令和２年12月25日から施行する。

附　則（令和３年２月12日２経営第2863号）
この要綱の一部改正は、令和３年２月13日から施行する。

附　則（令和４年３月31日３経営第3034号）

１　この通知は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第３の１の(3)の規定は、令和４年６月１日から施行する。

２　この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附　則（令和７年３月31日６経営第3287号）

この通知は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年９月28日８経営第1413号）

１　この通知は、令和８年10月１日から施行する。

２　この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

別紙1の(1)(個人用)(第3の2関係)

借入申込希望書 兼 経営改善資金計画書(個人)

(留意事項)
本様式の記載事項が含まれている書類が別途ある場合は、『別紙のとおり』等と記載して、別途書類を添付する方法等の方法を採っても差し支えない。

融資機関　御中

年　　月　　日

郵便番号 □□□－□□□□

住　所

電話番号 (　　)

フリガナ
氏　名

生年月日〔　　年　　月　　日生 (　　歳)〕

1 計画期間(直近期(注1): /12 期)　/12 期(計画1年目)(注2) ～　/12 期(計画5年目(目標年))

(注1)直近期は、直近の申告済の青色申告・白色申告の決算期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は空白で可)。

(注2)計画1年目は、直近期の翌期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は、1期目の決算期を記載)。

2 借入希望額等

ア 制度資金借入希望額(合計)　　千円

イ 農業信用基金協会保証(注3・4)　□ 希望する　□ 希望しない

(注3)該当する項目をチェックをすること

(注4)農業信用基金協会による保証は、原則として、公庫資金には付することができない。(公庫資金については、転貸方式にのみ付することができる。)

3 認定状況・労働力・経営規模等

ア 認定農業者・認定新規就農者等　□ 認定農業者　□ 認定新規就農者

□ 目標地図に位置付けられた(位置付けられることが確実な)者

□ いずれにも該当しない

イ 労働力

家族従事者(農業後継者は、備考欄にその旨を記入)				
続柄	年齢	農業従事日数		備考
		現状	目標年	
	歳	日	日	
	歳	日	日	
	歳	日	日	
	歳	日	日	

従業員数(家族従事者除く)		
雇用形態	現状	目標年
常時雇用(実人数)	人	人
臨時雇用(パート・アルバイト)(延べ人数)	人	人

ウ 経営規模の現況

田　(うち借地)	a	(　a)
畑　(うち借地)	a	(　a)
樹園地　(うち借地)	a	(　a)
採草放牧地　(うち借地)	a	(　a)
施設面積	棟	㎡
常時飼養家畜	種類	頭・羽

エ その他(以下の項目に該当する場合にチェック)

① 農業共済へ加入済(今後加入予定を含む)　□

② 収入保険へ加入済(今後加入予定を含む)　□

③ 法人化の意向あり(検討したい場合を含む)　□

④ 労働者災害補償保険へ加入済(今後加入予定を含む)　□

個人情報の取扱いに関する同意書

個人情報については、次の範囲内で同意します。

1　利用目的

個人情報については、本借入に係る借入手続、事後管理、利子助成手続、保証手続及び法人化を含む経営能力向上に必要な情報提供・指導・助言のために利用します。また、農林水産省経営局から農業者向け制度資金運営に関する調査のための情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名、既往借入金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。

2　個人情報の管理・提供

頂いた情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。
頂いた情報については、法令に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な関係機関以外に提供されることはありません。

□　個人情報の取扱いについて同意する

4 事業計画

ア 事業計画概要（経営改善を図るための方策を具体的に記載。）

※農業改良資金の借入を希望する場合、農業改良措置の内容（新作物、流通加工分野、新技術に係る取組内容）についても記載。

イ 投資計画・資金計画

【金額単位：千円】

	投資計画					資金計画			
No.	実施年	種類	数量	規模・能力	必要額	借入金		補助金	自己資金
						制度資金	その他		
1									
2									
3									
4									
5									
合計									

資金計画のうち借入金の内訳

【金額単位：千円】

該当計画（注5）	借入先	資金名	資金の使いみち	借入時期(予定)	借入額(予定)	償還期間(予定)（うち据置期間）
No.				年　月		年（　年）
No.				年　月		年（　年）
No.				年　月		年（　年）
No.				年　月		年（　年）
No.				年　月		年（　年）

（注5）投資計画・資金計画に対応したNo.を記載。同一のNo.の投資計画・資金計画に対し、複数の金融機関からの借入や借入条件が異なる複数の借入を利用する等の場合は、同一のNo.を記載した上でそれぞれ記載する。

ウ 収支実績・計画（収支計画を作成する場合は、本項目は省略可）

	直近実績（農業部門）（注6）		目標年（農業部門）	
区分	主要第一品目	主要第二品目	主要第一品目	主要第二品目
品　目				
生産規模(単位)(注6)	（　）	（　）	（　）	（　）
生産量(単位)(注6)	（　）	（　）	（　）	（　）
収入金額	千円	千円	千円	千円

（注6）品目に合わせて、生産規模（例：a,㎡,頭,千羽）・生産量（例：kg,t,千本,千鉢,頭,羽）の単位を記載。

【金額単位：千円】

	直近実績（注7・8）			目標年（注7）		
区分	計	農業	農外	計	農業	農外
収　入①						
支　出②						
うち減価償却費③						
所　得④(①−②)						
家計費等⑤		農業所得割合（農業所得/所得計）				
償還財源(③+④−⑤)						
償還元金		%				
既往総借入金残高						
預貯金残高						

（注7）・各種経営安定対策等の農業経営に関する受取金等は農業収入に含め、年金、祝金等は農外収入に含めること。
・所得は、青色申告の場合は各種引当金・準備金等考慮前の差引金額を、白色申告の場合は、専従者控除前の所得金額を記載。
・償還元金は、農業以外の借入金も含めること。

（注8）特別の事情があるときは、既往総借入金残高・預貯金残高を除き、直近実績欄に直近期の前期の実績を記入しても差し支えない。

【添付書類】最近3ヵ年の青色申告書、白色申告書、農協の組合員勘定、貸借対照表、損益計算書等（ただし、経営実績が3期に満たない場合には、経営実績分の書類提出で可）

【収支計画例（個人）】（注）各金融機関の所定様式を使用しても差し支えない。

【金額単位：千円】

			単位（注1）	直近実績（注2）	計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目（目標年）	備考
農業粗収入										
記入例 水　稲		生産規模	a							
		生産量	kg							
		収入金額								
		生産規模								
		生産量								
		収入金額								
		生産規模								
		生産量								
		収入金額								
		生産規模								
		生産量								
		収入金額								
		生産規模								
		生産量								
		収入金額								
	作業受託収入									
	その他（　　）									
農業経営費										
	原材料費									
	施設・機械費									
	減価償却費									
	出荷販売経費									
	雇用労賃									
	支払利息									
	支払地代									
	その他									
農業所得										
農外所得										
年金被贈等										
農家総所得										
家計費										
租税公課										
償還財源　A										
設備投資計画　B										
資金調達										
元金償還										
資金計画　C										
差引余剰　D（A－B＋C）										
農業負債残高（短期）										
農業負債残高（長期）										
農外負債残高										
負債残高合計										

（注1）品目に合わせて、生産規模（例：a,㎡,頭,千羽）・生産量（例：kg,t,千本,千鉢,頭,羽）の単位を記載。
（注2）特別の事情があるときは、負債の欄を除き、直近実績欄に直近期の前期の実績を記入しても差し支えない。

別紙1の(2)(法人・団体用)(第3の2関係)

借入申込希望書 兼 経営改善資金計画書(法人・団体)

融資機関　御中

(留意事項)
本様式の記載事項が含まれている書類が別途ある場合は、『別紙のとおり』等と記載して、別途書類を添付する方法等の方法を採っても差し支えない。

年　　月　　日

郵便番号　□□□－□□□□

住　所

電話番号　(　　)

フリガナ
法人・団体名

フリガナ
代表者

1 計画期間(直近期(注1): ／　期)　／　期(計画1年目)(注2) ～　／　期(計画5年目(目標年))

(注1)直近期は、直近の申告済決算書の決算期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は空白で可)。

(注2)計画1年目は、直近期の翌期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は、1期目の決算期を記載)。

2 借入希望額等

ア 制度資金借入希望額(合計)　　千円

イ 農業信用基金協会保証(注3・4)　□ 希望する　□ 希望しない

(注3)該当する項目をチェックをすること

(注4)農業信用基金協会による保証は、原則として、公庫資金には付することができない。(公庫資金については、転貸方式にのみ付することができる。)

3 認定状況・労働力・経営規模等

ア 認定農業者・認定新規就農者等　□ 認定農業者　□ 認定新規就農者

□ 目標地図に位置付けられた(位置付けられることが確実な)者

□ いずれにも該当しない

イ 法人・団体の概要

設立年月日	年 月 日	資本金	千円	構成戸数	戸

構成員氏名	年齢	役職担当	出資口数	法人・団体従事日数		従業員数		
				現状	目標年	雇用形態	現状	目標年
						常時雇用(実人数)	人	人
						臨時雇用(パート・アルバイト)(延べ人数)	人	人

ウ 経営規模の現況

田	(うち借地)	a	(　　a)
畑	(うち借地)	a	(　　a)
樹園地	(うち借地)	a	(　　a)
採草放牧地	(うち借地)	a	(　　a)
施設面積		棟	㎡
常時飼養家畜		種類	頭・羽

エ その他(以下の項目に該当する場合にチェック)

① 農業共済へ加入済(今後加入予定を含む)　□

② 収入保険へ加入済(今後加入予定を含む)　□

③ 労働者災害補償保険へ加入済(今後加入予定を含む)　□

個人情報の取扱いに関する同意書

個人情報については、次の範囲内で同意します。

1 利用目的

個人情報については、本借入に係る借入手続、事後管理、利子助成手続、保証手続及び法人化を含む経営能力向上に必要な情報提供・指導・助言のために利用します。また、農林水産省経営局から農業者向け制度資金運営に関する調査のための情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名、既往借入金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。

2 個人情報の管理・提供

頂いた情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。
頂いた情報については、法令に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な関係機関以外に提供されることはありません。

□ 個人情報の取扱いについて同意する

4 事業計画

ア 事業計画概要（経営改善を図るための方策を具体的に記載。）

※農業改良資金の借入を希望する場合、農業改良措置の内容（新作物、流通加工分野、新技術に係る取組内容）についても記載。

イ 投資計画・資金計画

【金額単位：千円】

	投資計画					資金計画			
						借入金			
No.	実施年	種類	数量	規模・能力	必要額	制度資金	その他	補助金	自己資金
1									
2									
3									
4									
5									
合計									

資金計画のうち借入金の内訳

【金額単位：千円】

該当計画（注5）	借入先	資金名	資金の使いみち	借入時期(予定)	借入額(予定)	償還期間(予定)（うち据置期間）
No.				年　月		年（　年）
No.				年　月		年（　年）
No.				年　月		年（　年）
No.				年　月		年（　年）
No.				年　月		年（　年）

（注5）投資計画・資金計画に対応したNo.を記載。同一のNo.の投資計画・資金計画に対し、複数の金融機関からの借入や借入条件が異なる複数の借入を利用する等の場合は、同一のNo.を記載した上でそれぞれ記載する。

ウ 収支実績・計画（収支計画を作成する場合は、本項目は省略可）

	直近実績（農業部門）（注6）		目標年（農業部門）	
区分	主要第一品目	主要第二品目	主要第一品目	主要第二品目
品　目				
生産規模(単位)(注6)	（　）	（　）	（　）	（　）
生産量(単位)(注6)	（　）	（　）	（　）	（　）
売　上	千円	千円	千円	千円

（注6）品目に合わせて、生産規模（例：a,㎡,頭,千羽）・生産量（例：kg,t,千本,千鉢,頭,羽）の単位を記載。

【金額単位：千円】

	直近実績（注7）			目標年		
区分	計	農業	農外	計	農業	農外
売　上①						
売上原価②						
うち減価償却費③						
売上総利益④（①−②）						
販売管理費⑤						
うち減価償却費③						
営業利益（④−⑤）						
経常利益						
税引後当期利益⑥		農業売上割合（農業売上/売上計）				
償還財源（⑥+③）						
償還元金		%				
既往総借入金残高						
資本（純資産）						

（注7）特別の事情があるときは、既往総借入金残高・資本(純資産)を除き、直近実績欄に直近期の前期の実績を記入しても差し支えない。

【添付書類】最近3ヵ年の決算書（附属明細書を含む）等（ただし、経営実績が3期に満たない場合には、経営実績分の書類提出で可）

【収支計画例（法人・団体）】（注）各金融機関の所定様式を使用しても差し支えない。

【金額単位：千円】

		単位（注1）	直近実績（注2）	計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目（目標年）	備考
売　上									
記入例 水　稲	生産規模	a							
	生産量	kg							
	売上高								
	生産規模								
	生産量								
	売上高								
	生産規模								
	生産量								
	売上高								
	生産規模								
	生産量								
	売上高								
	生産規模								
	生産量								
	売上高								
その他（　　）									
売上原価									
期首商製品棚卸高									
当期商品仕入高									
当期製品製造原価									
	材料費								
	労務費								
	賃借料								
	その他経費								
	（うち減価償却費）								
期末商製品棚卸高									
売上総利益									
販売費・一般管理費									
役員報酬									
その他人件費									
出荷販売経費									
減価償却費									
営業利益									
営業外利益									
営業外費用									
支払利息									
経常利益									
特別利益									
特別損失									
税引前当期利益									
法人税等充当額									
税引後当期利益									
償還財源　A									
設備投資計画　B									
資金調達									
元金償還									
資金計画　C									
差引余剰　D（A－B＋C）									
短期借入金残高									
長期借入金残高									
借入金残高合計									

（注1）品目に合わせて、生産規模（例：a,㎡,頭,千羽）・生産量（例：kg,t,千本,千鉢,頭,羽）の単位を記載。
（注2）特別の事情があるときは、負債の欄を除き、直近実績欄に直近期の前期の実績を記入しても差し支えない。

別紙２の（１）　（第３の２及び３関係）

認定新規就農者の貸付けに関する意見書

年　　月　　日

□	農業協同組合	
□	信用農業協同組合連合会	
□	農林中央金庫	支店
□	銀行	店
□	信用金庫	店
□	信用協同組合	店
□	株式会社日本政策金融公庫	支店

御中

提出先の融資機関にチェックを入れて下さい。

意見書作成者　□都道府県　□指導農業士等
□認定農業者　□その他　＿＿＿＿＿＿＿＿

借入希望者	氏　名	
	住　所	

総合意見	□　経営改善資金計画書を達成する見込みがある □　経営改善資金計画書を達成する見込みに疑義がある

	項　目	判　定	課題の内容等
判断根拠	適性 意欲		
	技術 知識		

課題があると判断される項目がある場合に、その内容や課題克服の見込みを記載する。
「判定欄」の記載は、◎…妥当、　○…課題はあるが概ね妥当、　△…疑義あり

就農後の指導支援	（作成支援者等による指導・支援体制）

（別紙２の（１）　（第３の２及び３関係））

（記載要領）

１　意見書の作成機関

本意見書は、都道府県（普及指導センターを含む。）が作成（必要に応じて関係機関の意見を踏まえて作成する場合を含む。）する。また、農業経営の指導等を適切に行うことができる指導農業士等（指導農業士及びこれに類するものをいう。）も作成することができる。

また、意見書作成者の属性を□にチェックを入れる。

２　「総合意見」欄

借入希望者が、今回の借入れにより経営改善資金計画書を達成する見込みについて、３の「判定」の欄に「疑義あり」が無い場合は「経営改善資金計画書を達成する見込みがある」に、「疑義あり」が有る場合は「経営改善資金計画書を達成する見込みに疑義がある」の□にチェックを入れる。

３　「判断根拠」欄

「判定」欄に「疑義あり」がある場合にはその理由を記載する。また、「判定」欄に「疑義あり」が無い場合であっても、課題があると判断する場合は、その内容や課題を克服する見込みを記載する。

項目毎の判定にあたっての目線は次のとおり。

（適性・意欲）

農業を行っていくだけの充分な体力があるか

新たに経営を開始するにあたっての経営感覚・意欲を有しているか

地域の一員として協力し、溶け込もうとしているか

借入希望者に、指導・支援を受ける意思はあるか

（技術・知識）

研修を受けるなどして、経営改善資金計画書の営農計画を行うだけの基本的な技術・知識を身に付けているか

労働力、投資規模、経営改善資金計画書の単価・単位あたり収量は、妥当な水準か

４　就農後の指導・支援

就農後における普及指導センターや研修先、市町村、農業協同組合等による指導・支援についてどの機関が、どの程度の頻度でそれぞれ技術・経営指導の支援を行うのかなど具体的に記載する。

別紙２の（２）　（第３の３関係）

確　認　書

年　　月　　日

□　　農業協同組合
□　　信用農業協同組合連合会
□　農林中央金庫　　支店
□　　銀行　　店
□　　信用金庫　　店
□　　信用協同組合　　店
□　株式会社日本政策金融公庫　　支店

御中

提出先の融資機関にチェックを入れて下さい。

都道府県＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の借入希望者に係る認定新規就農者の貸付けに関する意見書の内容については、当該意見書作成者の人格・能力等からみて適切であることを確認しました。

記

借入希望者氏名

意見書作成者氏名

意見書作成日　　年　　月　　日

別紙３（第３の５関係）

借入申込希望書兼経営改善資金計画書の審査の考え方

融資審査の視点	具体的な着眼点・判断基準	備　考
1　これまでの経営状況	○　経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等）はどの程度か ○　経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか（家族経営の場合、家計も含めて分析） ○　既貸付金の償還は確実に行われているか ○　経営上の問題点は何か	必要に応じ普及指導センター・市町村等に照会
2　経営改善のための計画の妥当性及び実行可能性	○　経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成できるか（技術レベルの判断にあたっては研修実績を考慮する場合には、研修機関が公的機関か民間機関であるかで判断するのではなく、計画を実行するための基本的な技術や知識を身に付けているかどうかを判断するものとする） ○　計画の内容が過大投資になっていないか	同上
3　収支の見込み、借入金の返済確実性	○　収益見通しの算出基礎となっている単収単価等は無理のないものか ○　償還見通しはあるか（既貸付金がある場合には、それを含めて償還確実性を判断） ○　収支計画において、単年度の収支（差引余剰）はプラスになっているか。マイナスの場合、補填する見通しはあるか ○　農業共済や収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動しても償還可能となるよう検討されているか ○　個人経営体について、農作業事故等のリスクに対して労働災害補償保険に加入するなど、労働法制に係る取組が遵守されているか	同上

参考様式1（第3の7関係）

借入申込書

年　　月　　日

□　　農業協同組合　　支店（所）
□　　信用農業協同組合連合会
□　農林中央金庫　　支店
□　　銀行　　店
□　　信用金庫　　店
□　　信用協同組合　　店
□　株式会社日本政策金融公庫　　支店

御中

提出先の融資機関にチェックを入れてください。

郵便番号	〒
フリガナ	
住　所	
電話番号（自宅又は法人代表電話）	（　　）
電話番号（携帯）	（　　）
フリガナ	
氏　名	
役職　氏名	
生年月日又は設立年月日	年　　月　　日（　　歳）

［ 法人等の場合は、氏名欄に法人名、役職　氏名欄に代表者等の役職と氏名を記載 ］

資金名		借入期間	年　　ヵ月間
借入金額	千円	うち据置期間	年　　ヵ月間
借入金使途		第1回償還日	令和　　年　　月　　日
借入予定日	令和　　年　　月　　日	最終償還日	令和　　年　　月　　日
利率	年　　%	償還方法（該当番号を記載）	1.元金均等 2.元利均等
元金の支払い	（償還回数・償還日） 償還回数：年　　回払い 毎年の償還月：□1月　□2月　□3月　□4月　□5月　□6月　□7月　□8月　□9月　□10月　□11月　□12月 毎回の償還日：毎回　　日	（元金償還額） 第　1　回 ～ 第　　回　　¥　　円 第　　回 ～ 第　　回　　¥　　円 第　　回 ～ 第　　回　　¥　　円	

担保
□ 有
□ 無

所在地	地目種類	筆数	登記面積	担保種類	設定順位	所有者名（担保提供者）
		筆	㎡			
		筆	㎡			
		筆	㎡			

連帯債務者
連帯保証人
担保提供者

区分（該当番号を記載）	住所（上）電話番号（下）	氏名又は法人名（上）生年月日又は設立年月日（下）	申込者との関係（□にチェック）	職業又は営業内容（上）年収又は年商（下）
1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒 TEL（自宅・法人代表電話） TEL（携帯）	フリガナ 年　　月　　日 （　　歳）	□ 配偶者 □ 親子 □ 兄弟姉妹 □ その他	万円
1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒 TEL（自宅・法人代表電話） TEL（携帯）	フリガナ 年　　月　　日 （　　歳）	□ 配偶者 □ 親子 □ 兄弟姉妹 □ その他	万円
1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒 TEL（自宅・法人代表電話） TEL（携帯）	フリガナ 年　　月　　日 （　　歳）	□ 配偶者 □ 親子 □ 兄弟姉妹 □ その他	万円

（記入上の注意）国民の祝休日と1月2日、1月3日、12月31日は払込期日としないでください。
農業近代化資金の場合、償還方法について、原則元金均等となります（融資機関に事前にご確認ください）。

参考様式2（第3の2及び7関係）

借入申込書兼債務保証委託申込書

年　　月　　日

□ 農業協同組合　支店（所）
□ 信用農業協同組合連合会
□ 農林中央金庫　支店
□ 銀行　店
□ 信用金庫　店
□ 信用協同組合　店
□ 株式会社日本政策金融公庫　支店
□ 農業信用基金協会

御中

提出先の融資機関および保証機関にチェックを入れてください。

郵便番号	〒
フリガナ	
住　所	
電話番号（自宅又は法人代表電話）	（　　）
電話番号（携帯）	（　　）
フリガナ	
氏　名	
役職　氏名	
生年月日又は設立年月日	年　　月　　日（　　歳）

［ 法人等の場合は、氏名欄に法人名、役職　氏名欄に代表者等の役職と氏名を記載 ］

資金名		借入期間	年　　ヵ月間
借入金額	千円	うち据置期間	年　　ヵ月間
借入金使途		第1回償還日	令和　　年　　月　　日
借入予定日	令和　　年　　月　　日	最終償還日	令和　　年　　月　　日
利率	年　　%	償還方法（該当番号を記載）	1.元金均等　2.元利均等
		保証料支払方法（該当番号を記載）	1.一括払い　2.分割前取　3.分割後取
元金の支払い	（償還回数・償還日） 償還回数：　年　　回払い 毎年の償還月：□1月　□2月　□3月　□4月　□5月　□6月　□7月　□8月　□9月　□10月　□11月　□12月 毎回の償還日：　毎回　　日	（元金償還額） 第　1　回 ～ 第　　回　　¥　　円 第　　回 ～ 第　　回　　¥　　円 第　　回 ～ 第　　回　　¥　　円	

担保 □ 有 □ 無	所在地	地目種類	筆数	登記面積	担保種類	設定順位	所有者名（担保提供者）
			筆	㎡			
			筆	㎡			
			筆	㎡			

連帯債務者 連帯保証人 担保提供者	区分（該当番号を記載）	住所（上）電話番号（下）	氏名又は法人名（上）生年月日又は設立年月日（下）	申込者との関係（□にチェック）	職業又は営業内容（上）年収又は年商（下）
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒 TEL（自宅・法人代表電話） TEL（携帯）	フリガナ 年　　月　　日 （　　歳）	□ 配偶者 □ 親子 □ 兄弟姉妹 □ その他	万円
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒 TEL（自宅・法人代表電話） TEL（携帯）	フリガナ 年　　月　　日 （　　歳）	□ 配偶者 □ 親子 □ 兄弟姉妹 □ その他	万円
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒 TEL（自宅・法人代表電話） TEL（携帯）	フリガナ 年　　月　　日 （　　歳）	□ 配偶者 □ 親子 □ 兄弟姉妹 □ その他	万円

（記入上の注意）国民の祝休日と1月2日、1月3日、12月31日は払込期日としないでください。
農業近代化資金の場合、償還方法について、原則元金均等となります（融資機関に事前にご確認ください）。

参考様式3（個人）（第3の8関係）

（注）この様式に記載されている事項が含まれている別途書類がある場合は、別紙のとおりと記載して、別途書類を添付する等の方法を採っても差し支えない。

○年の経営状況報告書（△年目）

年　　月　　日

融資機関あて

氏名

（金額単位：千円）

			前々年実績	前年計画 a	前年実績 b	実績／計画 b／a%	次年度計画	5年目計画
農業粗収入								
	記入例 水　稲	経営規模						
		生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
	作業受託収入							
	その他（　　）							
農業経営費								
	原材料費							
	施設・機械費							
		うち減価償却費						
	出荷販売経費							
	雇用労賃							
	支払利息							
	支払地代							
	その他							
農業所得								
農外所得								
年金被贈等								
農家総所得								
家計費								
租税公課								
償還財源　A								
設備投資計画　B								
資金調達								
元金償還								
資金計画　C								
差引余剰　D（A−B＋C）								
農業負債残高（短期）								
農業負債残高（長期）								
農外負債残高								
負債残高合計								

参考様式3（法人）（第3の8関係）

（注）この様式に記載されている事項が含まれている別途書類がある場合は、別紙のとおりと記載して、別途書類を添付する等の方法を採っても差し支えない。

○年の経営状況報告書（△年目）

年　　月　　日

融資機関あて

法人・団体名

（金額単位：千円）

			前々年実績	前年計画 a	前年実績 b	実績／計画 b／a%	次年度計画	5年目計画
売上								
	記入例 水　稲	経営規模						
		生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
	その他（　　）							
売上原価								
	期首商製品棚卸高							
	当期商品仕入高							
	当期製品製造原価							
		材料費						
		労務費						
		賃借料						
		その他経費						
		（減価償却）						
	期末商製品棚卸高							
売上総利益								
販売費・一般管理費								
	役員報酬							
	その他人件費							
	出荷販売経費							
	減価償却費							
営業利益								
営業外利益								
営業外費用								
	支払利息							
経常利益								
税引前当期利益								
法人税等充当額								
税引後当期利益								
償還財源　A								
設備投資計画　B								
資金調達								
元金償還								
資金計画　C								
差引余剰　D（A－B＋C）								
短期借入金残高								
長期借入金残高								
借入金残高合計								

※法人格を有しない団体も本報告書に準ずる。